

助成金申請書類作成の手引き (EV・PHEVタクシー版)

令和7年度
次世代タクシーの導入促進事業

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階西

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9:00～17:00（12時～13時までを除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目 次》

I	事業の概要	5
1	目的	5
2	事業スキーム	5
3	補助のイメージ	5
II	助成金を受け取るまでのスケジュール	6
III	対象者における手続について	7
1	オンライン申請	7
2	郵送による申請	7
IV	オンライン申請 EV・PHEV タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業者申込について (車両販売事業者代行可)	8
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	8
2	対象の確認	9
3	申請の流れ(車両購入後)	10
4	お手元にご用意するもの	11
5	申請手続きについて	13
6	助成金額について	14
7	オンライン申請手続について	15
V	オンライン申請 EV・PHEV タクシー リース事業者申込について	18
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	19
2	対象の確認	20
3	申請の流れ(車両購入後)	21
4	お手元にご用意するもの	22
5	申請手続きについて	24
6	助成金額について	25
7	オンライン申請手続について	27
VI	郵送による申請 EV・PHEV タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業者申込について (車両販売事業者代行可)	30
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	30
2	対象の確認	31
3	申請の流れ(車両購入後)	32
4	お手元にご用意するもの	33
5	申請手続きについて	35
6	助成金額について	37
7	最終チェックシート	39
VII	郵送による申請 EV・PHEV タクシー リース事業者申込について	40
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	41
2	対象の確認	42
3	申請の流れ(車両購入後)	43
4	お手元にご用意するもの	44
5	申請手続きについて	47
6	助成金額について	48
7	最終チェックシート	50
VIII	助成金を申請後に必要なこと	52
1	助成事業の経理(交付要綱第 24 条)	52
2	調査等(交付要綱第 25 条)	52

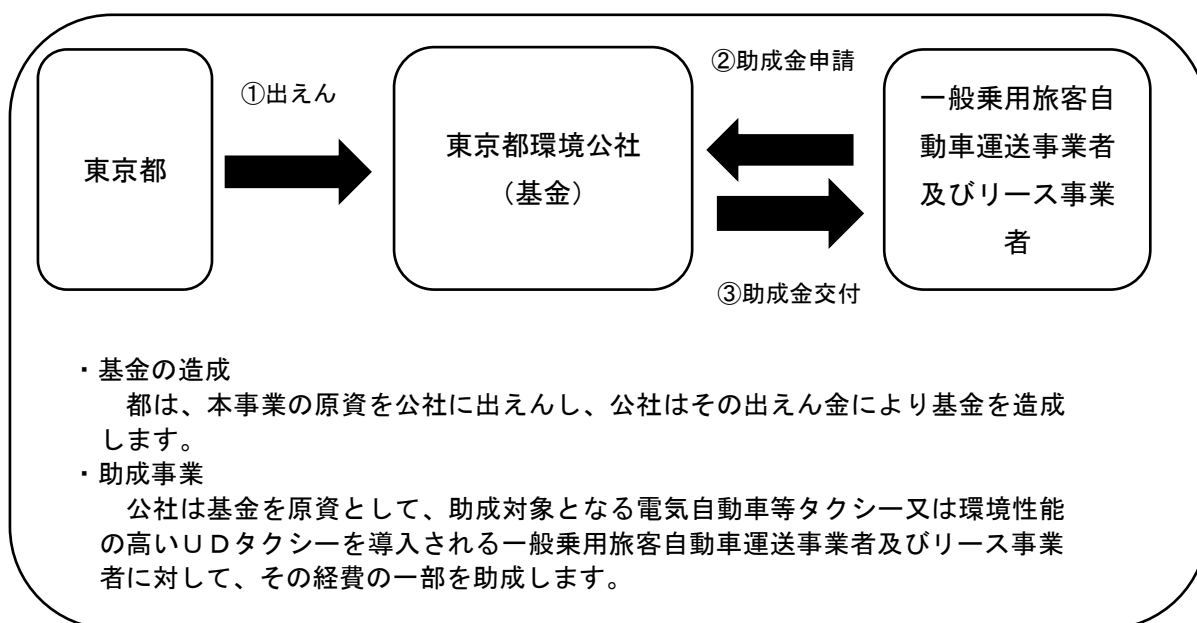
3	申請の撤回（交付要綱第 16 条）	52
4	交付決定の取消し（交付要綱第 18 条）	52
5	軽微な変更	52
6	処分にあたる変更.....	53
7	処分（交付要綱第 23 条）	53
8	処分の制限（交付要綱第 23 条）	54
9	処分の手続き（交付要綱第 23 条）	55

I 事業の概要

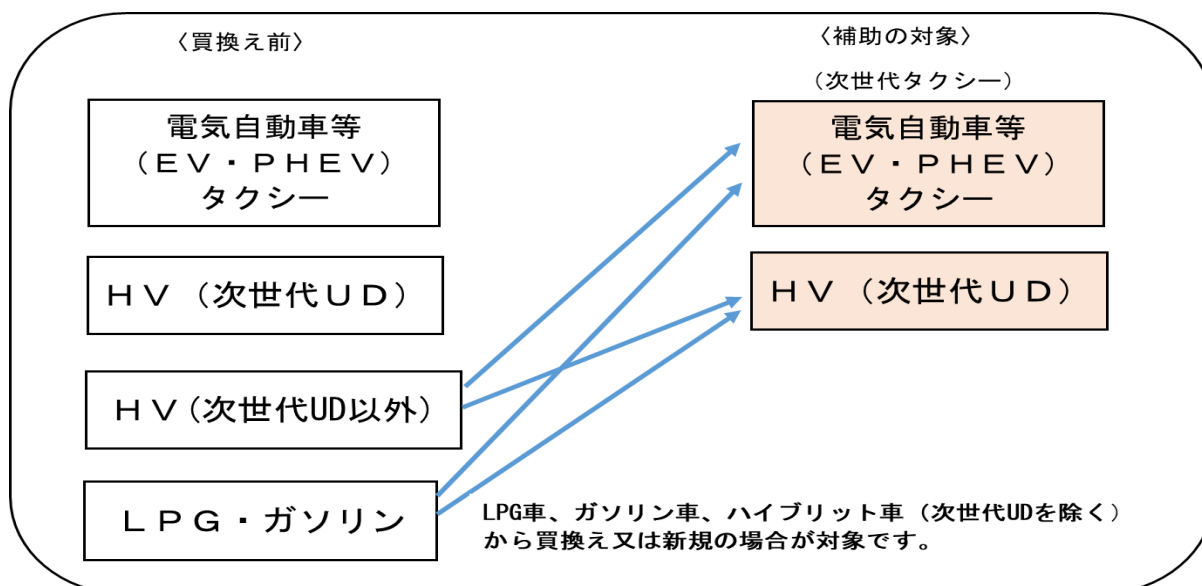
1 目的

次世代タクシーの導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、二酸化炭素の削減に寄与する電気自動車等のタクシー車両に加え、環境性能が高く誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（以下「次世代UD」という。）のタクシー車両の導入促進を図ることを目的に実施するものです。

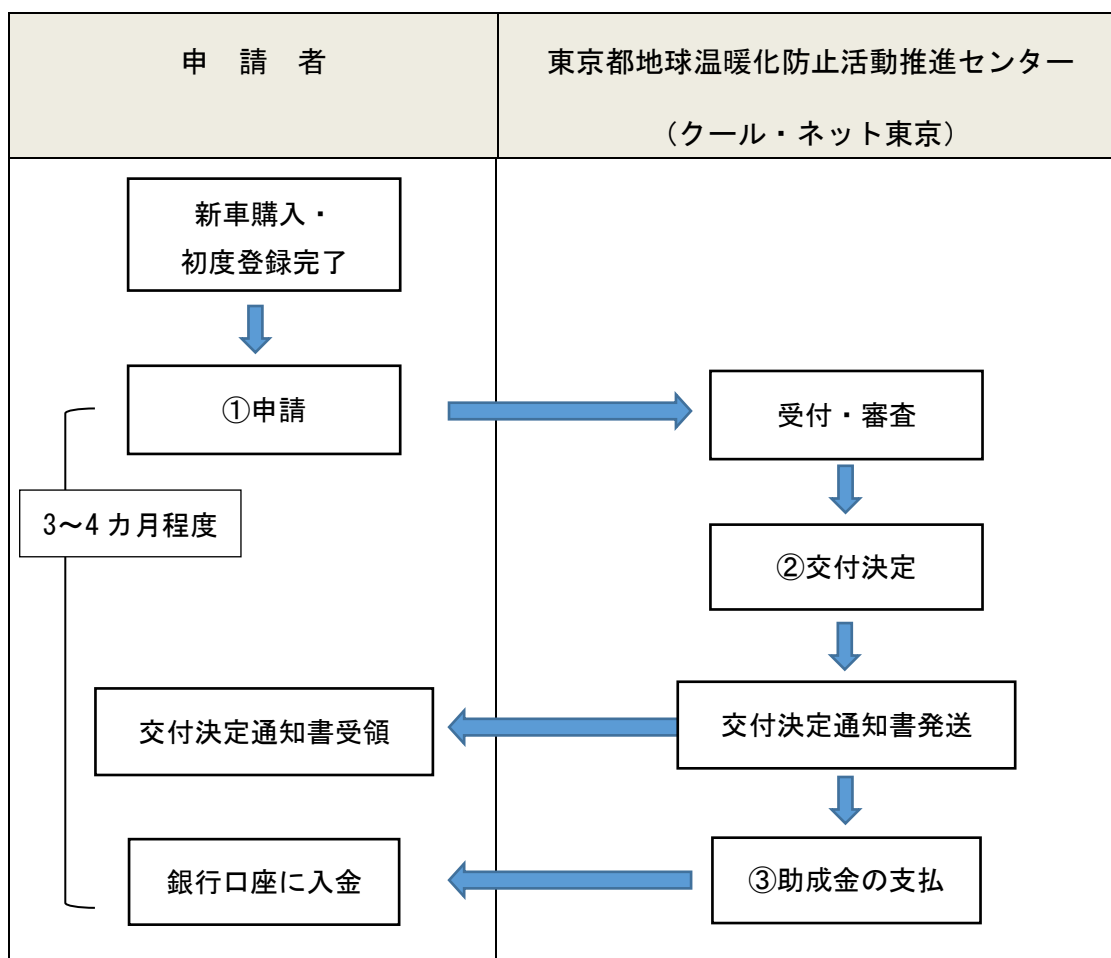
2 事業スキーム



3 補助のイメージ



Ⅱ 助成金を受け取るまでのスケジュール



① 申請者は、助成対象自動車を購入し初度登録を完了した後、「初度登録日から1年以内」または「国の額確定通知日から4か月以内(環境性能の高いUD タクシーのみ)」に申請を行ってください。(申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。)

**※オンライン申請受付締切日は令和8年3月31日(火曜日)17:00まで、
郵送申請受付締切日は令和8年3月31日(火曜日)17:00必着です。**

② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。

③ クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

Ⅲ 対象者における手続について

1 オンライン申請

手続が簡単で郵送料もかからず、受領したことなどがメールで把握できます。
本手引にて詳細の説明を作成しましたので、オンライン申請にご協力をお願いいたします。

対象車両「EV・PHEV タクシー」

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者）※申請は、販売事業者が代行できます。

手続の詳細は「P8～P17」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

- ② リース事業者：上記の者と助成対象自動車のリース契約を締結している。

手続の詳細は「P18～P29」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

2 郵送による申請

オンライン環境がなく、紙による申請を行う場合については以下をご参照ください。受領完了のお知らせ等はありませんので、到達記録がわかるよう送付いただくことをお勧めします。

対象車両「EV・PHEV タクシー」

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者）※申請は、販売事業者が代行できます。

手続の詳細は「P30～P39」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

- ② リース事業者：上記の者と助成対象自動車のリース契約を締結している。

手続の詳細は「P40～P51」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

IV オンライン申請 EV・PHEV タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業

者申込について（車両販売事業者代行可）

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としまして、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

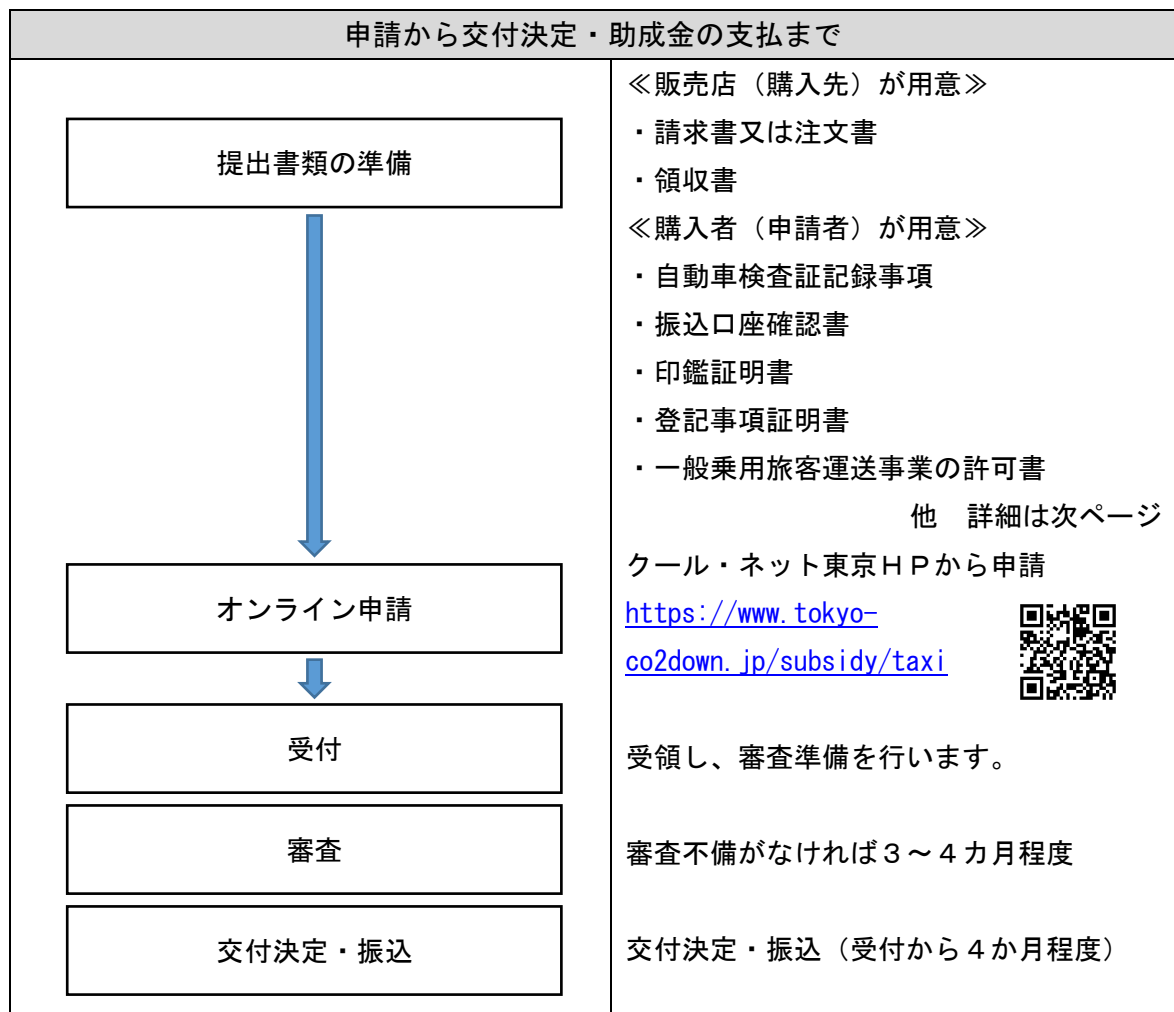
2 対象の確認

申請する前に以下に該当するかご確認ください。オンライン申請の際は以下全てに該当するものとみなします。よくご確認ください。

✓	書 類												
	(1) 国及び地方公共団体ではない												
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない												
	(3) 税金の滞納がない												
	(4) 刑事上の処分を受けていない												
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない												
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である												
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する												
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。												
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない ※環境性能の高い UD タクシーの補助金と併用可能												
	(10) 車両がタクシー仕様で、EV 又は PHEV である												
	(11) 新車である（中古車、新古車は対象外）												
	(12) 初度登録日から申請受付日までの期間が 1 年以内である												
	(13) 車両の支払いはいずれかに該当する ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること												
	(14) 自動車検査証記録事項の記載について、下記表の要件を <u>初度登録時から継続して満たす</u> <table border="1" data-bbox="359 1442 1386 1812"> <thead> <tr> <th>自動車検査証記録事項の記載事項</th> <th>通常の購入の場合</th> <th>割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者の氏名 または名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>販売業者または ローン会社等</td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名 または名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>助成対象者と 同一名義</td> </tr> <tr> <td>使用の本拠の 位置</td> <td>都内</td> <td>都内</td> </tr> </tbody> </table>	自動車検査証記録事項の記載事項	通常の購入の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合	所有者の氏名 または名称	助成対象者と同一名義	販売業者または ローン会社等	使用者の氏名 または名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と 同一名義	使用の本拠の 位置	都内	都内
自動車検査証記録事項の記載事項	通常の購入の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合											
所有者の氏名 または名称	助成対象者と同一名義	販売業者または ローン会社等											
使用者の氏名 または名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と 同一名義											
使用の本拠の 位置	都内	都内											

上記「✓」は該当するかご確認ください。また、過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。

3 申請の流れ（車両購入後）



オンライン申請受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17:00 まで

4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備の無いよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 請求書又は注文書のコピー（車両本体価格がわかること）	5MB
	(2) 領収書のコピー（車両本体価格の領収がわかること）	5MB
	(3) 自動車検査証記録事項のコピー（申請者が所有者及び使用者であること）	5MB
	(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（申請者のもの）	5MB
	(5) 印鑑証明書のコピー（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）	5MB
	(6) 登記事項証明書のコピー（現在事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）	5MB
	(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書のコピー（認可証または証明願でも可）	5MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。		

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 請求書のコピー（販売事業者の方がご用意ください。）

確認事項：申請者との契約の有無、EV・PHEVかどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。
- ② 自動車の車名が確認できること。
- ③ 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。（領収金額と確認します。）
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。（リサイクル預託金相当額通知書等でも可）

(2) 領収書のコピー（振込やクレジットカード支払の場合を除き、**販売事業者の方が作成**）

確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了

- ① 宛名が申請者と同一名義であること。
- ② 請求書に記載された**全額分の領収書**が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。
- ③ 所有権留保付ローンで購入した分は、ローン契約書を提出すること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。
- ④ 振込のため、領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。（依頼人・受取人・日付・金額の記載があること）
- ⑤ クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。

(3) 自動車検査証記録事項のコピー（**申請者の方がご用意ください。**）

確認事項：所有者は申請者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。（初度登録日令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、1年以内(受付日から起算)）
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（以下**申請者の方がご用意ください。**）

確認事項：口座名義人が申請者であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。
- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
- ⑤ 当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(5) 印鑑証明書（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

(6) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：都内事業所を有していること

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書（控え）を提出すること。

- ・ **令和6年度の個人事業税の納税証明書**で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・ 窓口は都税事務所
- ・ 設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・ 非課税の場合は、**令和5年分又は令和6年分の「確定申告書B」**の写しを提出
※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書（認可証または証明願でも可）

(1)～(7)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

オンライン申請受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17:00まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1回の申請で1台の車両**を申請してください。オンライン申請の場合、Grafferアカウントでログインすることで記入項目は自動入力され、入力の手間を省けます。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



(4) 申請にあたっての留意事項

【車両関係】

- ・ 申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ・ 申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・ 交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。但し、環境性能の高いUDタクシーと併用申請する場合は、UDタクシー助成金額を減額します。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

助成金額はオンライン申請で自動計算されます。

(1) EV タクシー

- ① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 助成対象経費 × 1/2 （上限160万円、千円未満切捨て）

- ② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 （上限100万円、千円未満切捨て）

- ③ 国補助併用事業者

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 （上限60万円、千円未満切捨て）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金

・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針（平成２８年６月１５日 国自旅第５５号）に基づく UD タクシー車両に係る補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和５年５月１６日）に基づく補助金

(2) PHEV タクシー

- ① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数２００台未満の事業者）

助成金額 ＝ 助成対象経費 × ２／５ （上限１６０万円、千円未満切捨て）

- ② 中小規模事業者以外

助成金額 ＝ 助成対象経費 × １／５ （上限１００万円、千円未満切捨て）

- ③ 国補助併用事業者

助成金額 ＝ 助成対象経費 × １／５ （上限６０万円、千円未満切捨て）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日付国自旅第２４０号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針（平成２８年６月１５日 国自旅第５５号）に基づく UD タクシー車両に係る補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和５年５月１６日）に基づく補助金

７ オンライン申請手続について

- (1) クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



ホームページ記載の
左ボタンをクリック

- (2) オンライン申請ガイド

記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。

本誌では省略します。

(3) オンライン申請（2025 年 4 月現在）

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて

ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

Graffer
スマート申請

Googleでログイン

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス 必須

メールアドレスを入力してください。

パスワード 必須

パスワードを入力してください。

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合 [リセット](#) することができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) 及び個人情報の取り扱いについて

上記に同意してサービスを利用する

[Grafferアカウントを作成する](#)

①Google アカウントやLINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

次世代タクシーの導入促進事業（EV・PHEV）助成金交付申請（事後申請）

入力状況

0%

◆誓約事項について ※必ずお読みください。

「次世代タクシーの導入促進事業」誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第18条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第19条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

下記に該当する暴力団関係者ではありません。

※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、UDタクシーやEV・PHEVタクシーの買い替えではありません。
- ・本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。
- ・申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者でないため、利益等排除に該当しません。
- ・申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものでないため、利益等排除に該当しません。

申請画面に進んだ方は、以上の誓約事項に同意したものとみなします。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

☐ 利用規約に同意する 必須

申請に進む

上記「誓約事項」及び「利用規約」をよく読み、同意の上、「申請に進む」をクリック

以降の操作につきましてはオンライン申請フォームに従い入力してください。

Ⅳ 終了

V オンライン申請 EV・PHEV タクシー リース事業者申込について

申請者および助成金の支払先は、リース事業者です。助成対象自動車の購入およびリース契約締結が完了してからの助成金申請になります。リース使用者（貸与先）に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額している必要があります。一括還元は認めておりません。

助成金申請時点で、リース契約期間が処分制限期間（Ⅻ 9 (2)参照）より短い場合、助成金交付後、処分制限期間中にリースを途中解約することになった場合、下表のとりの扱いとなります。

リース契約満了後の予定	助成金申請時点における申請の可否	交付決定後における途中解約
リース事業者が車両保管する	・ 申請不可	・ 返納金あり
当初貸与先に再リースする	・ 事前にご相談ください。	「変更届出書」を提出
新たな貸与先に中古リースする	・ 事前にご相談ください。	・ 新たな貸与先が一般乗用旅客自動車運送事業者であり、使用の本拠の位置が引き続き都内となる…返納金免除 免除された金額を新たな貸与先に還元されるよう、中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」及び「再締結したリース契約書」を提出すること。 ・ 上記以外…返納金あり
当初貸与先に売却する	申請不可	返納金あり
当初貸与先以外に売却する	申請不可	返納金あり

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としまして、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

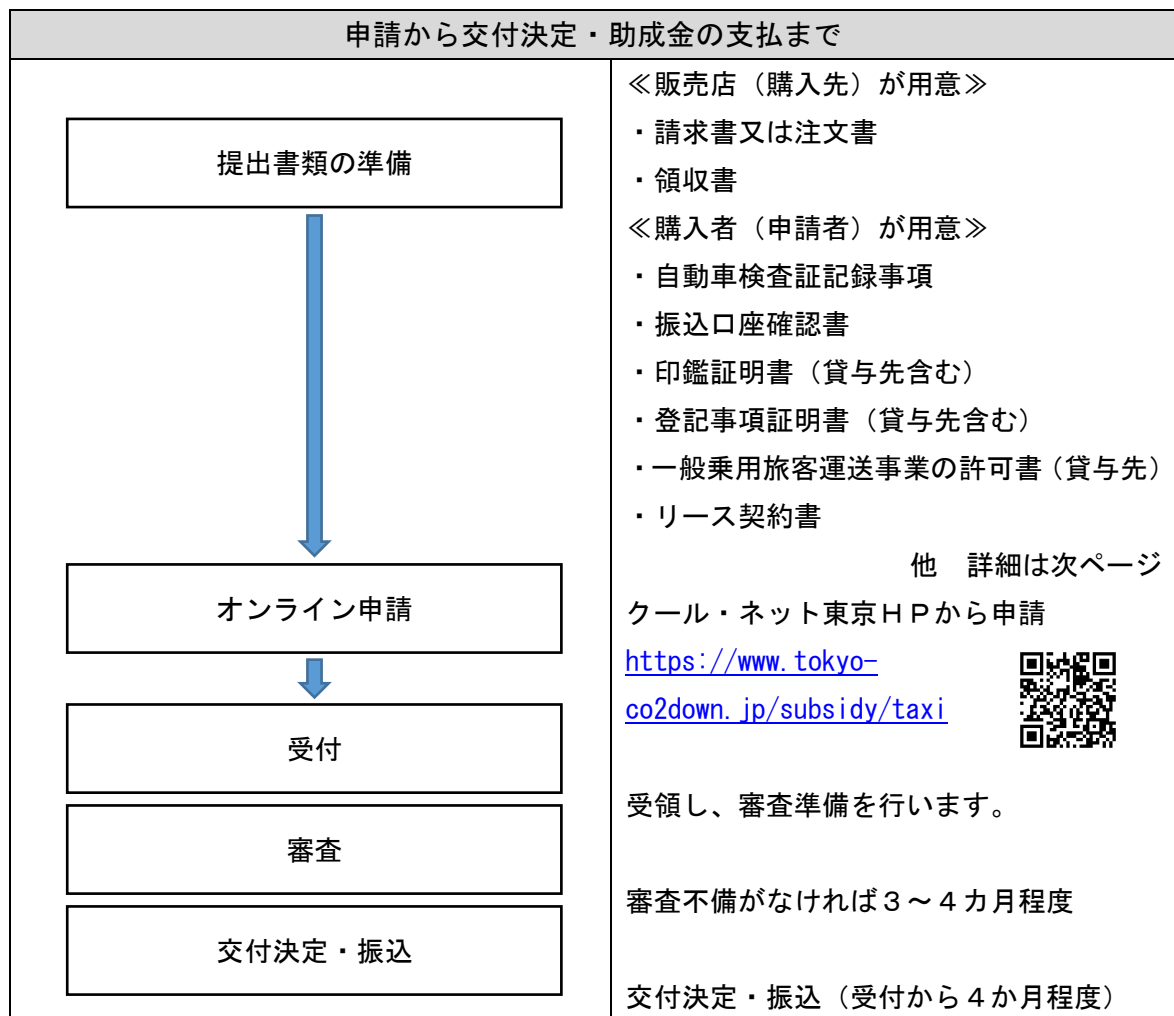
交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

2 対象の確認

申請する前に申請者（リース事業者）及び貸与先等が以下に該当するかご確認ください。オンライン申請の際は以下全て該当するものとみなします。よくご確認ください。

✓	書 類	
	(1) 国及び地方公共団体ではない	
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない	
	(3) 税金の滞納がない	
	(4) 刑事上の処分を受けていない	
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない	
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である	
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する	
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。	
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない ※環境性能の高い UD タクシーの補助金と併用可能	
	(10) 車両がタクシー仕様で、EV 又は PHEV である	
	(11) 新車である（中古車、新古車は対象外）	
	(12) 初度登録日から申請受付日までの期間が 1 年以内である	
	(13) 車両の支払いはいずれかに該当する ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること	
	(14) 自動車検査証記録事項の記載について、下記表の要件を <u>初度登録時から継続して満たす</u>	
	自動車検査証記録事項の記載事項	助成対象者がリース事業者の場合
	所有者の氏名または名称	助成対象者と同一名義
	使用者の氏名または名称	借主（貸与先）の名義
	使用の本拠の位置	都内
上記「✓」は該当するかご確認するものです。また、 <u>過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。</u>		

3 申請の流れ（車両購入後）



オンライン申請受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17:00 まで

4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備の無いよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 請求書又は注文書のコピー（車両本体価格がわかること）	5MB
	(2) 領収書のコピー（車両本体価格の領収がわかること）	5MB
	(3) 自動車検査証記録事項のコピー（申請者が所有者及び使用者であること）	5MB
	(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（申請者のもの）	5MB
	(5) 印鑑証明書のコピー（申請受付日から3か月以内に発行されたもの） （申請者及び貸与先のもの）	各 5MB
	(6) 登記事項証明書のコピー（現在事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの） （申請者及び貸与先のもの）	各 5MB
	(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書のコピー（認可証または証明願でも可） （貸与先のもの）	5MB
	(8) 購入車両に係るリース契約書のコピー	5MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。		

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 請求書のコピー（販売事業者の方がご用意ください。）

確認事項：申請者との契約の有無、EV・PHEVかどうか、助成対象経費（本体価格）

① 請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。

② 自動車の車名が確認できること。

③ 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、

実際に支払った額であること。（領収金額と確認します。）

④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。（リサイクル預託金相当額通知書等でも可）

(2) 領収書のコピー（振込やクレジットカード支払の場合を除き、**販売事業者の方が作成**）

確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了

① 宛名が申請者と同一名義であること。

② 請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。

③ 所有権留保付ローンで購入した分は、ローン契約書を提出すること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。

④ 振込のため、領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。（依頼人・受取人・日付・金額の記載があること）

⑤ クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。

(3) 自動車検査証記録事項のコピー（**申請者の方がご用意ください。**）

確認事項：所有者は申請者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置

① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。（初度登録日令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、1年以内(受付日から起算)）

② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可

※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要

③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（**申請者の方がご用意ください。**）

確認事項：口座名義人が申請者であること、振込ができること

① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。

② 定期預金口座でないこと。

③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー

④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可

⑤ 当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(5) 印鑑証明書（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）（**申請者及び貸与先**）

(6) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）（**申請者及び貸与先**）

確認事項：都内事業所を有していること

※貸与先が個人事業主の場合、個人事業税納税証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書（控え）を提出すること。

- ・令和 5 年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が 0 円）
 - ・窓口は都税事務所
 - ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
 - ・非課税の場合は、令和 4 年分又は令和 5 年分の「確定申告書 B」の写しを提出
- ※税務署の受領印があること。e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書（認可証または証明願でも可）（**貸与先**）

(8) 購入車両に係るリース契約書（**申請者**）

確認事項：契約の成立、契約期間、契約金額

- ① 両者の印又はタイムスタンプなどで契約成立がわかること。
- ② 契約期間は処分期間より長いこと。
※短い場合、期間満了後の詳細が必要です。

③ **月々のリース料金から助成金相当分を減額していること。**

※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出してください。

(1)～(8)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

オンライン申請受付期限 令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）17:00 まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

(2) 申請可能台数

- ① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

- ② **1 回の申請で 1 台の車両**を申請してください。オンライン申請の場合、Graffer アカウントでログインすることで記入項目は自動入力され、入力の手間を省けます。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



(4) 申請にあたっての留意事項

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行者を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。但し、環境性能の高い UD タクシーと併用申請する場合は、UD タクシー助成金額を減額します。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

助成金額はオンライン申請で自動計算されます。

(1) EV タクシー

① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 助成対象経費 × 1/2 （上限160万円、千円未満切捨て）

② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 （上限100万円、千円未満切捨て）

③ 国補助併用事業者

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 （上限60万円、千円未満切捨て）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車）に関する運用方針（平成28年6月15日 国自旅第55号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和5年5月16日）に基づく補助金

(2) PHEV タクシー

① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 助成対象経費 × 2/5 （上限160万円、千円未満切捨て）

② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/5 （上限100万円、千円未満切捨て）

③ 国補助併用事業者

助成金額 = 助成対象経費 × 1/5 （上限60万円、千円未満切捨て）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車）に関する運用方針（平成28年6月15日 国自旅第55号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和5年5月16日）に基づく補助金

7 オンライン申請手続について

(1) クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



ホームページ記載の
左ボタンをクリック

(2) オンライン申請ガイド

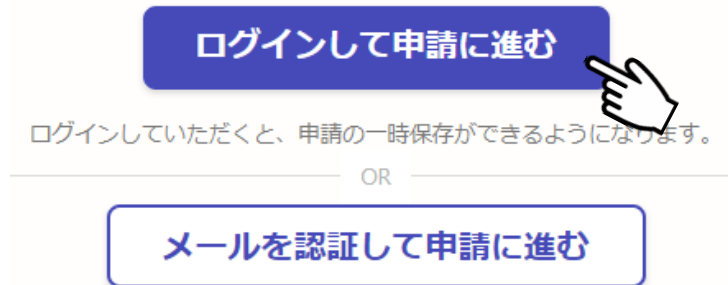
記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。
本誌では省略します。

(3) オンライン申請（2025 年 4 月現在）

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて



The image shows two login options. The top option is a blue button labeled 'ログインして申請に進む' (Login and proceed to application), with a hand icon pointing to it. Below this button is the text 'ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。' (By logging in, you will be able to temporarily save your application.). Below this is a horizontal line with 'OR' in the center. The bottom option is a white button with a blue border labeled 'メールを認証して申請に進む' (Authenticate with email and proceed to application).

Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。



The image shows the Graffer account login and registration screen. At the top is the 'Graffer スマート申請' logo. Below it are two login buttons: 'Googleでログイン' (Login with Google) and 'LINEでログイン' (Login with LINE). Below these is a disclaimer: '入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。' (The information you enter will not be sent to Google or LINE.). Below that is a 'または' (or) separator. Then are two input fields: 'メールアドレス' (Email address) and 'パスワード' (Password), both marked as '必須' (required). Below each field is a red box with an exclamation mark and the text 'メールアドレスを入力してください。' (Please enter your email address.) and 'パスワードを入力してください。' (Please enter your password.). Below these is a 'Grafferアカウントでログイン' (Login with Graffer account) button, with a hand icon pointing to it. Below that is a link: 'パスワードをお忘れの場合 [リセット](#) することができます。' (If you forget your password, you can reset it.). At the bottom are links for 'Grafferアカウント規約' (Graffer account terms) and 'プライバシーポリシー' (Privacy policy), followed by the text '上記に同意してサービスを利用する' (I agree to the above and use the service.). At the very bottom is a link 'Grafferアカウントを作成する' (Create Graffer account), with a hand icon pointing to it.

①Google アカウントやLINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

次世代タクシーの導入促進事業（EV・PHEV）助成金交付申請（事後申請）

入力状況

0%

◆誓約事項について ※必ずお読みください。

「次世代タクシーの導入促進事業」誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第18条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第19条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

下記に該当する暴力団関係者ではありません。

※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、UDタクシーやEV・PHEVタクシーの買い替えではありません。
- ・本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもつて申告します。
- ・申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者でないため、利益等排除に該当しません。
- ・申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものでないため、利益等排除に該当しません。

申請画面に進んだ方は、以上の誓約事項に同意したものとみなします。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

☐ 利用規約に同意する 必須

申請に進む

上記「誓約事項」及び「利用規約」をよく読み、同意の上、「申請に進む」をクリック

以降の操作につきましてはオンライン申請フォームに従い入力してください。

V 終了

VI 郵送による申請 EV・PHEV タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業

者申込について（車両販売事業者代行可）

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

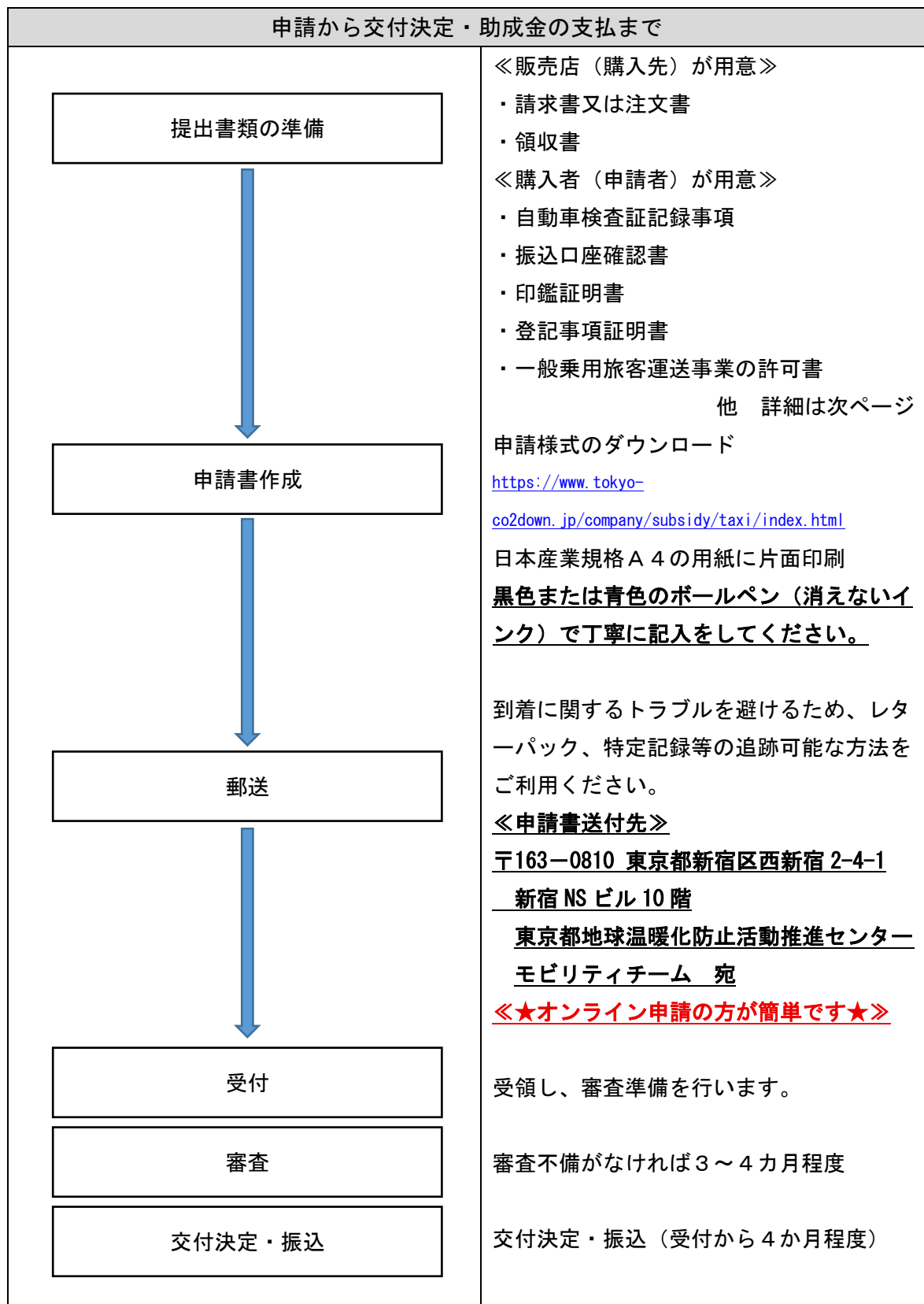
2 対象の確認

申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	書 類												
	(1) 国及び地方公共団体ではない												
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない												
	(3) 税金の滞納がない												
	(4) 刑事上の処分を受けていない												
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない												
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である												
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する												
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。												
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない ※環境性能の高い UD タクシーの補助金と併用可能												
	(10) 車両がタクシー仕様で、EV 又は PHEV である												
	(11) 新車である（中古車、新古車は対象外）												
	(12) 初度登録日から申請受付日までの期間が 1 年以内である												
	(13) 車両の支払いはいずれかに該当する ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること												
	(14) 自動車検査証記録事項の記載について、下記表の要件を <u>初度登録時から継続して満たす</u> <table border="1" data-bbox="359 1377 1385 1749"> <thead> <tr> <th>自動車検査証記録事項の記載事項</th> <th>通常の購入の場合</th> <th>割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者の氏名 または名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>販売業者または ローン会社等</td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名 または名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>助成対象者と 同一名義</td> </tr> <tr> <td>使用の本拠の 位置</td> <td>都内</td> <td>都内</td> </tr> </tbody> </table>	自動車検査証記録事項の記載事項	通常の購入の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合	所有者の氏名 または名称	助成対象者と同一名義	販売業者または ローン会社等	使用者の氏名 または名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と 同一名義	使用の本拠の 位置	都内	都内
自動車検査証記録事項の記載事項	通常の購入の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合											
所有者の氏名 または名称	助成対象者と同一名義	販売業者または ローン会社等											
使用者の氏名 または名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と 同一名義											
使用の本拠の 位置	都内	都内											

上記「✓」は該当するかご確認ください。また、過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。

3 申請の流れ（車両購入後）



ペーパーレス化及び事務手続き効率化のため、オンライン申請にご協力ください。

郵送申請受付期限 令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）17:00 必着

4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備の無いよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類
	(1) 請求書又は注文書のコピー（車両本体価格がわかること）
	(2) 領収書のコピー（車両本体価格の領収がわかること）
	(3) 自動車検査証記録事項のコピー（申請者が所有者及び使用者であること）
	(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（申請者のもの）
	(5) 印鑑証明書のコピー（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）
	(6) 登記事項証明書のコピー（現在事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）
	(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書のコピー（認可証または証明願でも可）
	(8) 納税証明書 ※法人は法人住民税（法人住民税）の納税証明書 ※個人事業者で個人事業税納税実績がある場合は、個人事業税の納税証明書 ※申請者がリース事業者の場合は、申請者のものと借主（貸与先）のもの両方が必要 ※完納を証明した直近のものに限る。 ※ 誓約書で税金の滞納がない旨の誓約をした場合は、省略可
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	

《記載事項の詳細》

(1) 請求書のコピー（販売事業者の方がご用意ください。）

確認事項：申請者との契約の有無、EV・PHEVかどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。
- ② 自動車の車名が確認できること。
- ③ 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、

実際に支払った額であること。（領収金額と確認します。）

④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。（リサイクル預託金相当額通知書等でも可）

(2) 領収書のコピー（振込やクレジットカード支払の場合を除き、**販売事業者の方が作成**）

確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了

① 宛名が申請者と同一名義であること。

② 請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。

③ 所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛ての領収書でカッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は領収書に代えて、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。

④ 振込のため、領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。（依頼人・受取人・日付・金額の記載があること）

⑤ クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。

(3) 自動車検査証記録事項のコピー（**申請者の方がご用意ください。**）

確認事項：所有者は申請者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置

① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。（初度登録日令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、1 年以内(受付日から起算)）

② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可

※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要

③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（以下**申請者の方がご用意ください。**）

確認事項：口座名義人が申請者であること、振込ができること

① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。

② 定期預金口座でないこと。

③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー

④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可

⑤ 当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(5) 印鑑証明書（申請受付日から 3 か月以内に発行されたもの）

(6) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から 3 か月以内に発行された

もの)

確認事項：都内事業所を有していること

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書（控え）を提出すること。

- ・令和 5 年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が 0 円）
 - ・窓口は都税事務所
 - ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
 - ・非課税の場合は、令和 4 年分又は令和 5 年分の「確定申告書 B」の写しを提出
- ※税務署の受領印があること。e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書（認可証または証明願でも可）

(8) 納税証明書

課税証明書ではないのでご注意ください。

※次の場合は省略可

誓約書で税金の滞納がない旨の誓約をした場合

○法人の場合

- ・法人住民税の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの（法人事業税は不可）
- ・窓口は都税事務所
- ・リース事業者で都内に事業所がない場合は、本社所在地の法人道府県住民税の納税証明書
- ・法人設立年度に申請する場合は提出不要
- ・非課税の場合は、「都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でないことの証明書」

○個人事業主の場合

- ・上記「登記事項証明書」の代わりに提出

(1)～(8)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

郵送申請受付期限 令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）17:00 必着

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、

予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② 1回の申請で複数の車両をまとめて申請できます。

(3) 申請方法

＜申請様式のダウンロードページ＞

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/taxi/index.html>

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10 階
東京都地球温暖化防止活動推進センター モビリティチーム 宛

- ・申請様式は日本産業規格 A 4 の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ・郵送方法は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・原則として郵送でご提出ください。やむを得ず窓口持参の場合は、電話にて事前予約をお願いします。予約なしの窓口持参は対応できない場合があります。
- ・FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- ・複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れて下さい。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・封筒の表に「次世代タクシーの導入促進事業 申請書類在中」と赤字記入またはマーカ一等でわかりやすく表記してください。

(4) 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・申請者名および金額を訂正する場合は、二重線見え消しをお願いします。修正テープ等は使用しないでください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
- ・選考に係る査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。但し、環境性能の高いUDタクシーと併用申請する場合は、UDタクシー助成金額を減額します。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

(1) EV タクシー

- ① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 助成対象経費 × 1/2 （上限160万円、千円未満切捨て）

- ② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 （上限100万円、千円未満切捨て）

- ③ 国補助併用事業者

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 （上限60万円、千円未満切捨て）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車

両に係る補助金
・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車）に関する運用方針（平成28年6月15日 国自旅第55号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和5年5月16日）に基づく補助金

(2) PHEV タクシー

① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 ＝ 助成対象経費 × 2/5 （上限160万円、千円未満切捨て）

② 中小規模事業者以外

助成金額 ＝ 助成対象経費 × 1/5 （上限100万円、千円未満切捨て）

③ 国補助併用事業者

助成金額 ＝ 助成対象経費 × 1/5 （上限60万円、千円未満切捨て）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車）に関する運用方針（平成28年6月15日 国自旅第55号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和5年5月16日）に基づく補助金

7 最終チェックシート

✓	EV・PHEV タクシー 購入 申請書類
	助成金交付申請書（第 1 号の 1 様式） ・ 様式は「電気自動車等タクシー」となっていますか。 ・ 印鑑証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ・ 車検証、請求書及び領収書の宛名と申請者名は一致していますか。 ・ 記入漏れはありませんか。
	助成金交付申請書（第 1 号様式）別紙 1 【EV タクシー】 又は 【PHEV タクシー】 ・ 様式は車両と一致していますか。 ・ 助成対象自動車と一致していますか。（請求書のメーカー名・車名・グレード・型式と整合していますか。） ・ 自動車検査証記録事項の車台番号と記載情報は一致していますか。
	中小規模事業者における増額申請書（第 1 号様式）別紙 2 ・ （中小規模事業者で増額申請する場合のみ必要） 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数 200 台未満の事業者）に該当しますか。 ・ 申請法人の使用台数は事業所の台数など誤って記載されていませんか。 ・ 申請車両は、国の他の同種の補助金の交付を受けていませんか。
	誓約書（第 2 号様式） ・ すべてに✓が入っていますか。（8 個） ・ 同意者は印鑑証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。
	助成金口座振込依頼書（第 9 号様式） ・ 振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）と記載されている口座情報は一致していますか。
	助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー ・ 申請者の口座情報ですか。 ・ 定期預金口座ではありませんか。
	自動車検査証記録事項のコピー（申請者が所有者及び使用者であること）
	請求書のコピー ・ 宛名は申請者と一致していますか。 ・ 車両本体価格がわかりますか。（下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する場合、現金支払い分とは別に明記されておりますか。）
	領収証のコピー ・ 発行者は請求書発行者と一致していますか。 ・ 請求書の金額以上か。（車両本体価格以上の支払いが確認できますか。） ・ 振込等で領収書がない場合、金融機関発行の振込金受取書等代用書類を添付
	印鑑証明書のコピー（申請者のもの）3 か月以内
	登記事項証明書（現在事項全部証明書）のコピー（申請者のもの）3 か月以内
	一般乗用旅客運送事業の許可書のコピー（認可証または証明願でも可）
	納税証明書（誓約書すべて✓の場合、省略可）

VIII 終了

VII 郵送による申請 EV・PHEV タクシー リース事業者申込について

申請者および助成金の支払先は、リース事業者です。助成対象自動車の購入およびリース契約締結が完了してからの助成金申請になります。リース使用者（貸与先）に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額している必要があります。一括還元は認めておりません。

助成金申請時点で、リース契約期間が処分制限期間（XII 9 (2)参照）より短い場合、助成金交付後、処分制限期間中にリースを途中解約することになった場合、下表のとおり扱いとなります。

リース契約満了後の予定	助成金申請時点における申請の可否	交付決定後における途中解約
リース事業者が車両保管する	・ 申請不可	・ 返納金あり
当初貸与先に再リースする	・ 事前にご相談ください。	「変更届出書」を提出
新たな貸与先に中古リースする	・ 事前にご相談ください。	・ 新たな貸与先が一般乗用旅客自動車運送事業者であり、使用の本拠の位置が引き続き都内となる…返納金免除 免除された金額を新たな貸与先に還元されるよう、中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」及び「再締結したリース契約書」を提出すること。 ・ 上記以外…返納金あり
当初貸与先に売却する	申請不可	返納金あり
当初貸与先以外に売却する	申請不可	返納金あり

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としまして、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

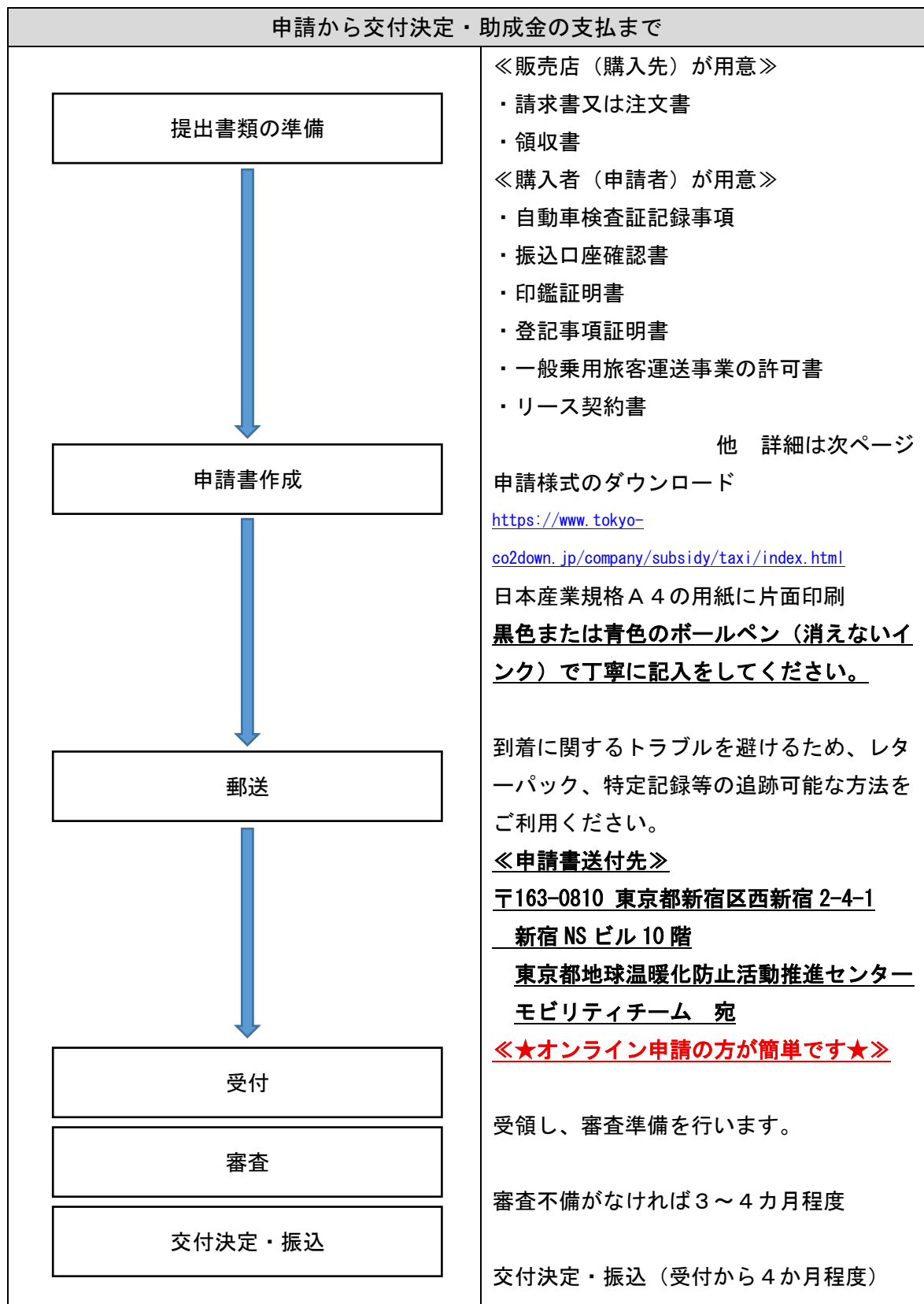
2 対象の確認

申請する前に申請者（リース事業者）貸与先等が以下に該当するかご確認ください。

✓	書 類								
	(1) 国及び地方公共団体ではない								
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない								
	(3) 税金の滞納がない								
	(4) 刑事上の処分を受けていない								
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない								
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である								
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する								
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。								
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない ※環境性能の高い UD タクシーの補助金と併用可能								
	(10) 車両がタクシー仕様で、EV 又は PHEV である								
	(11) 新車である（中古車、新古車は対象外）								
	(12) 初度登録日から申請受付日までの期間が 1 年以内である								
	(13) 車両の支払いはいずれかに該当する ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること								
	(14) 自動車検査証記録事項の記載について、下記表の要件を <u>初度登録時から継続して満たす</u> <table border="1" data-bbox="359 1442 1404 1666"> <thead> <tr> <th>自動車検査証記録事項の記載事項</th> <th>助成対象者がリース事業者の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者の氏名または名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名または名称</td> <td>借主（貸与先）の名義</td> </tr> <tr> <td>使用の本拠の位置</td> <td>都内</td> </tr> </tbody> </table>	自動車検査証記録事項の記載事項	助成対象者がリース事業者の場合	所有者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	使用者の氏名または名称	借主（貸与先）の名義	使用の本拠の位置	都内
自動車検査証記録事項の記載事項	助成対象者がリース事業者の場合								
所有者の氏名または名称	助成対象者と同一名義								
使用者の氏名または名称	借主（貸与先）の名義								
使用の本拠の位置	都内								

上記「✓」は該当するかご確認するものです。また、過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。

3 申請の流れ（車両購入後）



ペーパーレス化及び事務手続き効率化のため、オンライン申請にご協力ください。

郵送申請受付期限 令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）17:00 必着

4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備の無いよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類
	(1) 請求書又は注文書のコピー（車両本体価格がわかること）
	(2) 領収書のコピー（車両本体価格の領収がわかること）
	(3) 自動車検査証記録事項のコピー（申請者が所有者及び使用者であること）
	(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（申請者のもの）
	(5) 印鑑証明書のコピー（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）（ <u>申請者及び貸与先のもの</u> ）
	(6) 登記事項証明書のコピー（現在事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）（ <u>申請者及び貸与先のもの</u> ）
	(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書のコピー（認可証または証明願でも可）（ <u>貸与先のもの</u> ）
	(8) 納税証明書（ <u>申請者及び貸与先のもの</u> ） ※法人は法人住民税（法人住民税）の納税証明書 ※個人事業者で個人事業税納税実績がある場合は、個人事業税の納税証明書 ※申請者がリース事業者の場合は、申請者のものと借主（貸与先）のものの両方が必要 ※完納を証明した直近のものに限る。 ※ 誓約書で税金の滞納がない旨の誓約をした場合は、省略可
	(9) 購入車両に係るリース契約書のコピー
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	

《記載事項の詳細》

(1) 請求書のコピー（販売事業者の方がご用意ください。）

確認事項：申請者との契約の有無、EV・PHEVかどうか、助成対象経費（本体価格）

① 請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会

社名の記載があること。

② 自動車の**車名**が確認できること。

③ 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。**支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。**(領収金額と確認します。)

④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(2) 領収書のコピー (振込やクレジットカード支払の場合を除き、**販売事業者の方が作成**)

確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了

① 宛名が**申請者と同一名義**であること。

② 請求書に記載された**全額分の領収書**が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。

③ 所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛ての領収書でカッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は領収書に代えて、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。

④ 振込のため、領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。(依頼人・受取人・日付・金額の記載があること)

⑤ クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。

(3) 自動車検査証記録事項のコピー (**申請者の方がご用意ください。**)

確認事項：所有者は申請者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置

① 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(初度登録日令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、1年以内(受付日から起算))

② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可

※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要

③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(4) 助成金の振込口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカード)のコピー(以下**申請者の方がご用意ください。**)

確認事項：口座名義人が申請者であること、振込ができること

① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。

② 定期預金口座でないこと。

③ 通帳の場合は、**表紙及び見開き面のコピー**

④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可

⑤ 当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(5) 印鑑証明書（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）（申請者及び貸与先のもの）

(6) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）（申請者及び貸与先のもの）

確認事項：都内事業所を有していること

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書（控え）を提出すること。

- ・ 令和5年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・ 窓口は都税事務所
- ・ 設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・ 非課税の場合は、令和4年分又は令和5年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書（認可証または証明願でも可）（貸与先のもの）

(8) 納税証明書（申請者及び貸与先のもの）

課税証明書ではないのでご注意ください。

※次の場合は省略可

誓約書で税金の滞納がない旨の誓約をした場合

○法人の場合

- ・ 法人住民税の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの（法人事業税は不可）
- ・ 窓口は都税事務所
- ・ リース事業者で都内に事業所がない場合は、本社所在地の法人道府県住民税の納税証明書
- ・ 法人設立年度に申請する場合は提出不要
- ・ 非課税の場合は、「都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でないことの証明書」

○個人事業主の場合

- ・ 上記「登記事項証明書」の代わりに提出

(9) 購入車両に係るリース契約書（申請者）

確認事項：契約の成立、契約期間、契約金額

- ① 両者の印又はタイムスタンプなどで契約成立がわかること。
- ② 契約期間は処分期間より長いこと。

※短い場合、期間満了後の詳細が必要です。

- ③ 月々のリース料金から助成金相当分を減額していること。

※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出してください。

(1)～(9)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

郵送申請受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17:00 必着

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② 1回の申請で複数の車両をまとめて申請できます。

(3) 申請方法

＜申請様式のダウンロードページ＞

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/taxi/index.html>

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10 階
東京都地球温暖化防止活動推進センター モビリティチーム 宛

- ・申請様式は日本産業規格 A 4 の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ・郵送方法は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・原則として郵送でご提出ください。やむを得ず窓口持参の場合は、電話にて事前予約をお願いします。予約なしの窓口持参は対応できない場合があります。
- ・FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- ・複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れて下さい。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・封筒の表に「次世代タクシーの導入促進事業 申請書類在中」と赤字記入またはマーカ一等でわかりやすく表記してください。

(4) 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入を

してください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

- ・申請者名および金額を訂正する場合は、二重線見え消しをお願いします。修正テープ等は使用しないでください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
- ・選考に係る査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。但し、環境性能の高いUDタクシーと併用申請する場合は、UDタクシー助成金額を減額します。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相

当分を排除した額を助成対象経費とします。

(1) EV タクシー

- ① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 助成対象経費 × 1/2 （上限160万円、千円未満切捨て）

- ② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 （上限100万円、千円未満切捨て）

- ③ 国補助併用事業者

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 （上限60万円、千円未満切捨て）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車）に関する運用方針（平成28年6月15日 国自旅第55号）に基づく UD タクシー車両に係る補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和5年5月16日）に基づく補助金

(2) PHEV タクシー

- ① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 助成対象経費 × 2/5 （上限160万円、千円未満切捨て）

- ② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/5 （上限100万円、千円未満切捨て）

- ③ 国補助併用事業者

助成金額 = 助成対象経費 × 1/5 （上限60万円、千円未満切捨て）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車）に関する運用方針（平成28年6月15日 国自旅第55号）に基づく UD タクシー車両に係る補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和5年5月16日）に基づく補助金

7 最終チェックシート

✓	EV・PHEV タクシー リース 申請書類
	助成金交付申請書（第 1 号の 1 様式） ・ 様式は「電気自動車等タクシー」となっていますか。 ・ 印鑑証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ・ 車検証、請求書及び領収書の宛名と申請者名は一致していますか。 ・ 記入漏れはありませんか。
	助成金交付申請書（第 1 号様式）別紙 1 【EV タクシー】又は【PHEV タクシー】 ・ 様式は車両と一致していますか。 ・ 助成対象自動車と一致していますか。（請求書のメーカー名・車名・グレード・型式と整合していますか。） ・ 自動車検査証記録事項の車台番号と記載情報は一致していますか。
	中小規模事業者における増額申請書（第 1 号様式）別紙 2 ・ （中小規模事業者で増額申請する場合のみ必要） 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数 200 台未満の事業者）に該当しますか。 ・ 申請法人の使用台数は事業所の台数など誤って記載されていませんか。 ・ 申請車両は、国の他の同種の補助金の交付を受けていませんか。
	誓約書（第 2 号様式） ・ すべてに✓が入っていますか。（8 個） ・ 同意者は印鑑証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ・ 申請者（リース事業者）と貸与先の 2 通ありますか。
	助成金口座振込依頼書（第 9 号様式） ・ 振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）と記載されている口座情報は一致していますか。
	貸与料金の算定根拠明細書（第 10 号様式） ・ 契約金額と同額となっているか。 ・ 契約金額は助成金額を減額しているか。
	助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー ・ 申請者の口座情報ですか。 ・ 定期預金口座ではありませんか。
	自動車検査証記録事項のコピー（申請者が所有者、貸与先が使用者であること）
	請求書のコピー ・ 宛名は申請者と一致していますか。 ・ 車両本体価格がわかりますか。（下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する場合、現金支払い分とは別に明記されておりますか。）
	領収証のコピー ・ 発行者は請求書発行者と一致していますか。 ・ 請求書の金額以上か。（車両本体価格以上の支払いが確認できますか。） ・ 振込等で領収書がない場合、金融機関発行の振込金受取書等代用書類を添付

	印鑑証明書のコピー（申請者のもの）3 か月以内
	・ 申請者（リース事業者）と貸与先の 2 通ありますか。
	登記事項証明書（現在事項全部証明書）のコピー（申請者のもの）3 か月以内
	・ 申請者（リース事業者）と貸与先の 2 通ありますか。
	一般乗用旅客運送事業の許可書のコピー（認可証または証明願でも可）
	納税証明書（誓約書すべて✓の場合、省略可）
	リース契約書
	・ 契約は成立しているか。（両者の印又はタイムスタンプ等） ・ 助成金額を月々のリース料から減額されているか。（一括還元禁止） ※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出してください。

Ⅸ 終了

Ⅷ 助成金を申請後に必要なこと

1 助成事業の経理（交付要綱第 24 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱表 2 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間（Ⅻ 8 (2) 参照）を超過するまでの期間保存してください。

2 調査等（交付要綱第 25 条）

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

3 申請の撤回（交付要綱第 16 条）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第 3 号様式）を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 5 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4 交付決定の取消し（交付要綱第 18 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
 - (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (5) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

本助成金の返還（交付要綱第 19 条）、違約加算金（交付要綱第 20 条）、延滞金（交付要綱第 21 条）等については交付要綱をご確認ください。

5 軽微な変更

(1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）

- ・申請者の住所変更
- ・自動車検査証記録事項の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・リース契約に関する変更（再リースなど）

(2) 以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ・助成対象者の「一般乗用旅客運送事業者」についての要件を満たすこと。
- ・車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること。

(3) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書（クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能）
- ・変更後の自動車検査証記録事項の写し
- ・その他の変更が確認できる公的書類の写し

6 処分にあたる変更

以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。処分の手続については7以降をご確認ください。

(1) 助成対象者の「都内」の要件を満たすこと

- 個人事業主：個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること
- 法人：法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること
- リース事業者：貸与先が上記要件を満たすこと

(2) 車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること

7 処分（交付要綱第23条）

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。

処分の例は以下のとおりです。

処分の例	処分の基準日
申請者又は貸与先住所の都外への変更	登記簿等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用※	個別に公社が指定

8 処分の制限（交付要綱第 23 条）

(1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

(2) 本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

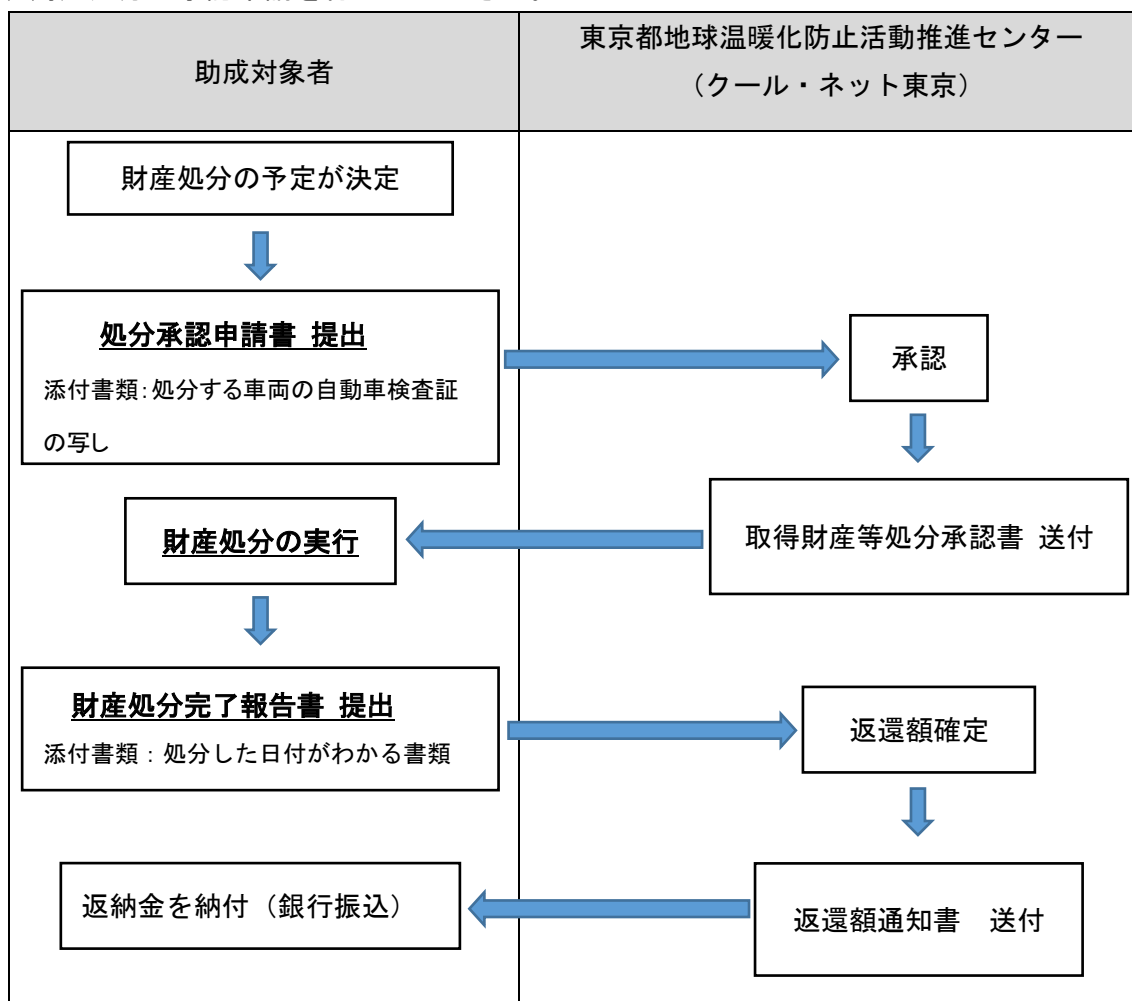
区分		処分制限期間 （初度登録日から 起算）
電気自動車		4 年
プラグインハイブリッド ・ハイブリッド自動車	総排気量 3 ℓ以上	5 年
	総排気量 2 ℓ超 3 ℓ未満	4 年
	総排気量 2 ℓ以下	3 年

(3) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで 1 ～ 2 週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から 2 週間以上空けてください。
- ・承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

9 処分の手続き（交付要綱第 23 条）

(1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



① クール・ネット東京のホームページからオンライン申請することができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。

② 郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。

③ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。

④ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

(2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\ast 1) = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}(\ast 2)}{\text{処分制限期間}(\ast 3)} \right)$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。

（例）10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日から2か月目となります。

※3 処分制限期間も、月数で計算します。

（例）自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。

※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。

(3) 以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。なお、処分承認後に免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることを証明する示談書、損害賠償確認書等 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
リース貸与先変更（新貸与先が一般乗用旅客自動車運送事業者であり、使用の本拠の位置が引き続き都内等の助成要件を満たす）	・リース解約・承継が確認できる書類 ・中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」 ・新貸与先が助成要件を満たすことの確認書類 ・処分についての義務を引き継ぐこと
リース事業者の変更（リース貸与先変更がなく、リース契約金額の変更がない）	・リース事業者が変更となり、事業が承継されることが確認できる書類 ・貸与先及び金額について、変更していないことが確認できる書類（リース契約書等） ・処分についての義務を引き継ぐこと
その他クール・ネット東京が特に認める場合	・クール・ネット東京が指定する書類

(参考) 関連ホームページの御案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/taxi/index.html>

FCV タクシーについては、FCV 車両補助金で申請してください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

東京都

次世代タクシーの導入促進事業 助成金申請書類作成の手引き

◇発行・編集 令和 7 年 5 月 19 日

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきます
ようご協力お願い申し上げます。